

〈小規模多機能ホームいしいサービス利用料金〉

(1) 介護保険給付対象サービス

要介護度	同一居住者以外の登録者に対して行う場合	同一居住者の登録者に対して行う場合
要支援1（介護予防）	3,418円	3,080円
要支援2（介護予防）	6,908円	6,224円
要介護1	10,364円	9,338円
要介護2	15,232円	13,724円
要介護3	22,157円	19,963円
要介護4	24,454円	22,033円
要介護5	26,964円	24,295円

その他の加算（上記にプラスされます）

初期加算（30日間）	30円/日 利用開始日より30日間
認知症加算Ⅰ	800円/月 要介護で認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの該当者
認知症加算Ⅱ	500円/月 要介護2で認知症日常生活自立度Ⅱの該当者
若年性認知症利用者受入加算(予防)	450円/月 要支援で若年性認知症の該当者
若年性認知症利用者受入加算	800円/月 要介護で若年性認知症の該当者
総合マネジメント体制強化加算	1000円/月
看取り連携体制加算	死亡日から死亡日前日30日以下まで 64円/日

※介護予防の場合は、認知症加算は算定されません。

※自己負担が2割・3割負担の方は、上記金額の2倍・3倍となります。

※上記の合計金額に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして10.2%が加わります。

※上記の合計金額に、特定介護職員処遇改善加算Ⅱとして1.2%が加わります。

- ①要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金（10割）を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ②途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービス（通い・訪問・宿泊）を開始した日からの日割りでの算定となります。
- ③途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。
- ④介護保険による給付額に変更があった場合は、同様にご利用者の利用負担額を変更します。

(ウロキ)

(2) 介護保険給付対象外サービス

項目	金額（1回）	1カ月金額（30日として）
食事代 朝食	350円	10,500円
昼食（おやつ代含む）	600円	18,000円
夕食	500円	15,000円
宿泊費 一泊	2,000円	60,000円
交通費	実施地域内（松山市）無料	実施地域内（松山市）無料
おむつ代他	実費	実費
レクリエーション代	材料代の実費	材料代の実費
合計	3,450円	103,500円

（令和元年10月改定）